

12.服装規程

(1) 男子服装

ア 冬期 10月1日～5月31日

黒の学生服とし、学生服は左襟にバッジ（校章）をつける。また、学生服を脱ぐ場合には夏期の服装規程に準ずる。

上着…標準型とし（裾丈は袖丈よりも長いものとする）、変型は許可しない。

ズボン…ストレートとする。

イ 夏期 6月1日～9月30日

上着…白のカッターシャツを基本とし、学校指定の白のFマーク入りポロシャツも着用を許可する。カッターシャツ着用の場合、左胸にバッジ（校章）をつける。ズボン…ストレートとする。

(2) 女子服装

ア 冬期 10月1日～5月31日

濃紺のセーラー服およびスカートまたはスラックスとする。

※スカートは極端に短いもの、長いものはいけない。（立って、膝が隠れる程度から、膝上に接する長さの間とする。）

※スラックスの色は濃紺または黒とし、学生らしいものとする。

バッジ（校章）を左胸ポケット上につける。スカーフは、スカーフ通し（Fマーク入り）でとめる。

イ 夏期 6月1日～9月30日

白のセーラー服を基本とし、学校指定の白のFマーク入りポロシャツ、スラックスも着用を許可する。濃紺のスカートを着用する。

※スカートは極端に短いもの、長いものはいけない。(立って、膝が隠れる程度から、膝上に接する長さの間とする。)

※スラックスの色は濃紺または黒とし、学生らしいものとする。バッジ(校章)を左胸ポケット上につける。スカーフは、スカーフ通し(Fマーク入り)でとめる。

(3) 男女共通

① 制服移行期間は6月1日、10月1日の前後1か月とする。

② 登下校中に制服の上に着用する防寒具(コート・ジャンパーなど)は学生にふさわしい地味なものとし、授業中は着用しない。特別な事情がある場合については、担任の許可を得て教科担任へ申し出る。

※冬期に換気を行う際、教室内の室温が低くなる場合は、担当の先生の許可を得て授業中の着用を認める。

③ 防寒着(カーディガン・ベスト)の着用を認めるが、その色は黒・紺・白・ベージュ・グレイ・茶とする。模様は、全ての模様を片手で隠せる程度とする。

※式典時は、着用を認めない。

④ 上履と下履は必ず区別する。下履は靴とし、上履は学校指定のものとする。

⑤ 頭髪は特別な髪型にせず、いつも清潔にする。パーマ、カール、毛染め、脱色

などはしない。

- ⑥ 化粧はしない。ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品はつけない。